

令和6年9月25日

保護者のみなさまへ

八頭町教育委員会教育長
(公印省略)

令和7年度就学援助制度(準要保護児童生徒就学援助費)の申込みについて(ご案内)

八頭町では小中学校に就学している児童生徒をお持ちの家庭で、経済的な理由により教育費にお困りの保護者の方に対し、教育費の一部を援助する就学援助制度(準要保護児童生徒就学援助費)を実施しています。

申込みを御希望の方は、別添「就学援助費受給申請書兼委任状」に記入のうえ、下記提出期限までに学校へ提出していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和6年10月28日(月)
- 2 提出先 小学校：就学先の小学校 中学校：八頭中学校
※小学6年生は小学校に提出してください。
※個人情報を含むため、提出の際は古封筒でもかまいませんので、封筒に入れて提出してください。
- 3 その他 今年度認定を受けている方も再度申請が必要です。
小中学校のどちらにもお子さまがおられる場合は両方に提出してください。

※就学援助制度は、下記の項目に該当する方が対象です。

- | |
|---|
| <p>① 前年度及び本年度において次のいずれかに該当される方</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止となった方(過去1年以内)(2) 町民税が非課税の方 ※同一生計の世帯全員が非課税の必要あり(3) 町民税の減免、事業税の減免、固定資産税の減免、国民年金の掛金の減免を受けている方(4) 国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方(5) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている(※児童手当ではありません)(6) 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方 <p>② ①以外で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保護者が雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方(2) 保護者の失職、家庭事情の変動、家族の病気等により所得が著しく減少した方(3) 大規模な自然災害、人為的災害の被災により給付が必要と認められる方(4) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる方 |
|---|

支給額等一覧

※この金額は令和6年度基準ですので、令和7年度は変更になる可能性があります。

援助費項目	援助内容	小学生		中学生	
		支給学年	支給上限	支給学年	支給上限
新入学学用品費	新入学用の学用品を購入する費用	1年生	57,060円以内	1年生	63,000円以内
学用品費	学用品の購入をする費用	1～6年生	11,630円以内	1～3年生	22,730円以内
通学用品費	通学用品を購入する費用	2～6年生	2,270円以内	2～3年生	2,270円以内
校外活動費（宿泊）	宿泊を伴う校外活動の交通費及び見学科	4～6年生	3,690円以内	1～2年生	6,210円以内
校外活動費	宿泊を伴わない校外活動の交通費及び見学科	1～6年生	1,600円以内	1～3年生	2,310円以内
修学旅行費	修学旅行の費用	6年生	22,690円以内	3年生	60,910円以内
学校給食費	年間の学校給食費	1～6年生	37,000円以内	1～3年生	46,250円以内
医療費	特定の疾病になった場合の病院の治療費 ①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬、疥癬及び膿痂疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド ⑤う歯(むし歯) ⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)	1～6年生	上限なし	1～3年生	上限なし
眼鏡等の購入費	眼鏡やコンタクトレンズの購入費	1～6年生	5,000円以内	1～3年生	5,000円以内
PTA会費	学校のPTA会費	1～6年生	3,450円以内	1～3年生	4,260円以内
生徒会費	学校の生徒会費			1～3年生	5,550円以内

審査結果は、新入学生は令和7年2月頃、在校生は令和7年4月に通知します。

新入学生の支給決定者には、「新入学学用品費」の支給を令和7年2月中に行いますので、そのご連絡と合わせて通知いたします。在校生の支給決定者には令和7年度になってから通知いたします。なお、残念ながら不認定となった場合には同時期に保護者へ審査結果を通知いたします。

問い合わせ先

ご不明な事がありましたら、就学先の学校または教育委員会にご連絡ください。
八頭町教育委員会事務局(八頭町北山 63 番地 1) TEL:0858-84-1231